

する可能性や金額的重要性等を踏まえて検討される。想定され得るすべてのリスク要因を記載することは、買主にとってはリスク軽減となる一方で、売主にとっては受け入れられないこともある。買主側としての対応方針は、法務専門家や税務専門家との協議も踏まえて検討し、最終的には売主側との交渉によって、株式譲渡契約書上の取扱いを決めていく必要がある。

(2) 組織再編行為による対応

検出された潜在債務を、買収対象事業と切り離すことが可能な場合には、組織再編行為によって当該潜在債務に係るリスクを遮断する方法がとられる場合もある。潜在債務リスクを遮断するための代表的な組織再編手法としては、事業譲渡と会社分割が考えられる。

事業譲渡は、買収対象会社から買主や買主が所有する法人に個々の資産・負債・契約を移転する方法である。譲渡対象となる資産・負債・契約は、事業譲渡契約書上個別に明記され、潜在債務を遮断することができる。ただし、従業員の個別同意を得る必要がある等、手続として煩雑になる傾向があるとされている。

会社分割は、事業に関して有する権利義務の全部または一部を他の会社または分割により設立する会社に承継させる方法である。潜在債務の遮断という観点では、買収対象事業を新会社に切り出し、当該新会社を買収するスキームとなる。この場合、新会社の買収が前提となっていることから、税務上の適格要件である支配関係継続要件を充足せず、非適格の会社分割として取り扱われる。

事業譲渡と非適格の会社分割に係

る法人税法上の課税関係は、移転損益に関する時価課税の点においては、おおむね同様である⁽²⁾。分社型分割に関する課税関係の詳細および留意点については、第2章も参照されたい。ここでは、潜在債務リスクを遮断するための主な組織再編手法に係る比較検討ポイントを整理している(前頁図表7)。いずれのスキームを選択するかは、債権者保護手続や労働者保護手続の有無といった法的な観点での検討も重要であり、法

務専門家との協議も踏まえて決定する必要があると考えられる。なお、事業譲渡、会社分割の組織再編行為に対しては一定の場合、連帯納付義務および第二次納税義務が課され租税リスクを完全に遮断できない可能性があるため、これらの点を含め、税務専門家との協議も踏まえて慎重に検討する必要がある。

⁽²⁾ 消費税法上は、会社分割は不課税取引である一方、事業譲渡による資産等(土地、有価証券等を除く)の移転については課税対象である点に留意が必要である。

第4章 2つのケースから考える 過剰債務に対応する際の 検討ポイント

【この章のエッセンス】
● 過剰債務に陥っている会社の財務状況は2つに類型化できると考えられる。

(ケースA) 借入過多で株式価値が低いケース

(ケースB) (実質)債務超過で債務整理が必要なケース
● ケースAの場合、非事業性資産の洗出しや運転資本水準の改善余地等を吟味し、過剰債務の圧縮余地について検討が必要である。

● ケースBにおいて、第二会社方式

を採用する場合には、課税関係に留意するとともに、債権者との事前調整等により詐害行為とみられないよう十分な配慮が必要である。